

粒子線治療に係る統一治療方針の修正案の取扱いについて（案）

1. 経緯

- 先進医療Aにおける粒子線治療に関しては平成28年度以降、以下のような取扱いとしていた。

・適応症は、「限局性固形がん」から一定程度有効性等が確保されるものに限定することとする。具体的には、以下のもので、かつ、日本放射線腫瘍学会（以下、学会という。）の定めた統一治療方針に規定されたもののみとした。

頭頸部腫瘍、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍、骨軟部腫瘍（陽子線のみ）、転移性腫瘍

（※第41回先進医療会議 先－5より抜粋）

- 現在、上記の統一治療方針に規定された疾患のみに対して先進医療Aとして粒子線治療を実施しているが、照射線量、適応範囲等に不明確な部分や誤記があるため、修正が必要と判断し、この度、学会より修正案の提出があったところ（参考資料1、参考資料2、参考資料3）。

2. 統一治療方針の修正案の取扱いについて（案）

- 現時点では原則、現行の統一治療方針に沿った治療が実施されているところだが、先進医療会議において本修正案について確認した後から、修正された統一治療方針に則った治療を実施してはどうか。